

●香川県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年7月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成22年7月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 まんのう善通寺線（200号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町真野字東免474 番1地先から 仲多度郡まんのう町真野字東免479 番2地先まで	10.3~10.5	29	平成21年香川県告示第 328号で変更した区域 の一部

- 4 供用開始の期日 平成22年7月9日